

国富町地区体育館ＬＥＤ照明設備リース事業候補者募集要項

令和７年７月１４日

宮 崎 県 国 富 町

国富町地区体育館ＬＥＤ照明設備リース事業候補者募集要項

１ 目的

ＬＥＤ照明機器（以下「機器」という。）を導入し、光熱費の節減を図るとともに、整備に要する費用についてリース契約とすることによる財政負担の平準化を図る。

また、今回の事業の結果を検証し、他施設への導入の可能性について検討を行う。

２ 公募の内容

町は、機器の導入により削減される電気料金を充当し、リース料金を軽減することができる「国富町地区体育館ＬＥＤ照明設備リース事業提案書」（以下「提案書」という。）を公募し、審査結果については、町のホームページで公表する。

３ 公募に関する要件

（１）提案書の要件

公募する提案書は、以下の要件を満たすものとする。

ア リース契約による機器の導入を行うものであること。

イ 年間リース料は最大１１８万円であること。

ウ 契約期間は、１０年以内とすること。

エ 契約期間中は、新価動産保険等により、ＬＥＤ照明の提供を維持すること。

オ 契約期間終了後の取扱は、無償譲渡であること。

カ 機器及び導入時の施工については、次の要件を満たすこと。

（ア）蛍光灯型ＬＥＤ照明の導入については、既存の照明器具を撤去し、電源内蔵型のＬＥＤ照明器具に取り替える。

（イ）アリーナ内のＬＥＤ照明の導入については、以下のとおりとする。

ａ 各種競技に支障がないよう施工すること。

ｂ 落下防止対策を施すこと。

ｃ ＪＩＳ照度基準による維持照度４００（ｌｘ）を確保すること。

ｄ 照度分布図を提示すること。

ｅ 調光できるようにすること。

ｆ 機器導入に要する日数を提示すること。

（ウ）工事の施工期間は、令和７年１０月末までとし、詳細は打合わせ後決定する。

（２）提案者の要件

提案者は、以下の要件を満たすものとする。

ア 上記（１）の公募する提案を提供できるものであること。

イ 次の要件を備えていること。

（ア）県内企業又は県内企業を含む複数の法人で構成する連合体（以下「連合体」という。）であること。

（※注）県内企業とは、県内に本店を有する企業で、従業員数４人以上（当該支店等の県内在住従業員比率が５０％以上の企業）とする。

- (イ) 提案書に基づく事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な経営状況にあること。
- (ウ) 過去２年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (エ) 過去６箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (オ) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (カ) 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。
- (キ) 租税を滞納していないこと。
- (ク) 次に該当する者でないこと。
 - a 提案者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。
 - b 提案者の役員等（提案者の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

(３) 提案書に記載する内容

ア 事業運営体制

- (ア) 提案者（連合体の場合は代表法人）の名称、所在地、電話番号及び代表者名等
- (イ) 提案者と連携、協力して実施する事業者（施行業者、リース業者等）がある場合は、その名称、所在地及び電話番号
- (ウ) 機器の生産者名等

イ リース契約期間

ウ 機器導入等に伴う経費

- (ア) 想定リース料金
総額及び年額
- (イ) リース料金以外の必要経費
総額及び内訳

エ 電気料金想定削減額及び電力使用量削減量

削減額の年額（消耗品費等の削減額を含む。）

オ その他特記事項

保守、維持管理の方法等

４ 公募、選定スケジュール

(１) 事業内容説明

下記により行うので事前にアポイントをとること。

日時：令和７年７月１６日（水）から７月１８日（金）まで

場所：国富町教育委員会社会教育課

(２) 現地調査

令和７年７月２３日（水）から７月２５日（金）までの期間とし、国富町社会教育課と日時の調整を行うこと。

(3) 質問事項

質問事項については令和7年7月30日(水)まで受け付け、全ての提案者に質問内容及び回答を通知する。

(4) 提案書の提出

令和7年8月8日(金)まで

(5) 提案書審査会及び結果の公表

令和7年9月上旬(予定)

5 提案書等の提出

(1) 提案書類(任意様式)

(2) 添付書類

ア 導入する機器等の製品カタログ

イ 任意の添付資料

ウ 提案者と連携、協力して実施する事業者(施行業者、リース業者等)がある場合は、その意思表示を示す資料

エ その他町長が提出を求めた書類

(3) 提出部数

正本1部、副本1部を提出すること。

(4) 提出方法

国富町教育委員会社会教育課へ直接持参又は郵送すること。

(5) 質問及び回答

質問及び回答については、電子メール又はFAXにて行うものとする。

(6) 提出後の提案書の取扱い

ア 提案書の変更、差し替え、再提出、返却には応じない。

ただし、選定委員会からの質問に対する回答については、この限りではない。

イ 提案書の著作権は、提案者に帰属する。

ウ 提案書は、目的以外に無断で使用しない。

エ 提案書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

6 提案書の選定

(1) 選定手順

ア 提案書の書類審査を行った後、選定委員会において内容を審査し、その結果を基に町が選定する。結果については、提案者に文書で通知をし、町のホームページで公表する。

イ 提案については、(2)に挙げる選定の着目点から選定委員会で審査を行い選定する。

(2) 選定の主な着目点

ア 提案者の経営状況、業務運営体制

イ 保守・維持管理関係

ウ 経済性

(ア) 投資金額及び投資回数年数

(イ) 電気料金等削減の実効性

エ 照度及び導入期間

オ その他

(3) 審査基準

ア 審査基準は、概ね次のとおりとする。

審査項目	審査内容	配点
事業の遂行 ・運営体制	(ア) 経営が安定しており、運営能力があるか。 (イ) 故障及び災害時に迅速な対応ができるか。	20 点
事業内容	(ア) 費用（リース料金等）が適正に見積もられているか。 (イ) リース料以外の経費がどれくらいあるか。 (ウ) 電気料金削減について、根拠が明確であるか。 (エ) 既設照明全点灯時の照度以上のものであるか。 (オ) より短い期間で導入できるか。	50 点
その他	(ア) 地域の産業振興に資する提案はあるか。 (イ) 保守、管理等にアピールするポイントがあるか。 (ウ) 検証に関する提案がなされているか。 (エ) その他施設運営にメリットのある提案はあるか。	30 点
合 計		100 点

イ 審査においては、委員の評価点の平均が60点以上かつ最高得点の提案者を事業候補者に決定する。ただし、最高得点の提案者が複数である場合は、委員の多数決により決定する。

なお、提案者が1者しかいない場合であっても、委員の評価点が60点に満たない場合は、当該提案者は事業候補者として決定しないものとする。

7 提案者選定後の手続等

事業候補者と町との間で詳細な打合せを行い、双方の合意の後、契約を行う。

8 問い合わせ先

国富町教育委員会社会教育課社会体育係

〒880-1192 宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4800番地

電話 0985-75-2361／FAX 0985-75-9439

電子メール syakai@town.kunitomi.miyazaki.jp